

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）の評価

滋賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済発展のために寄与して参りました。

令和3年度から令和5年度までの3か年間の中期事業計画に対する実施評価は以下のとおりです。なお、実施評価にあたりましては、梅山公認会計士事務所田中正志公認会計士、滋賀大学柴田淳郎准教授および京町法律事務所伊藤慧弁護士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1 地域の動向および信用保証協会の実績

(1) 地域経済および中小企業の動向

個人消費は新型コロナウイルス感染症の影響が続く中でも、各種政策効果の影響もあって回復基調で推移しましたが、令和5年度第4四半期以降、物価高等の影響に回復に向けたテンポが緩やかになっています。生産活動についても回復基調であったものの、一部自動車メーカーの出荷停止等の影響もあり、足下は一進一退の状況にあります。

(2) 中小企業向け融資および保証の動向

令和3年度の保証承諾は、前年の新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、ゼロゼロ融資）での資金繰り支援で過去最高の保証実績となり、資金需要が一巡したこともあって大幅に減少しました。令和4年度の伴走支援型特別保証の改正により、ゼロゼロ融資の借換が柔軟に出来るようになったことで、令和5年度にかけて元金返済が始まるゼロゼロ融資を中心に借換需要を生んだことで保証利用が大きく伸びました。結果、保証承諾額は令和4年度、5年度と2年連続で大幅に増加しました。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

当協会が毎年度8月と2月に実施しているアンケートの中で、資金繰りについて半年前と比較する問いに対して令和2年8月を底に改善基調が続いていましたが、令和3年8月の調査以降はロシアによるウクライナ侵攻や物価高騰等の影響もあり、一进一退の状況が続いています。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

県内の設備投資は令和3年度以降、全業種で前年を上回る状況が続いています。

(5) 県内の雇用情勢

県内の雇用情勢は着実に改善しており、製造業・非製造業ともに人手不足となっています。

2 中期業務運営方針についての評価

(1) 金融機関等と連携した中小企業者への保証支援

令和3年度は、令和2年度に新型コロナ関連保証の対応を行ったことで、中小企業者に必要な資金が行き渡っており、保証承諾は7,006件、768億53百万円（対前年比21.1%）と大幅に減少しました。更なる資金が必要な先に対しては、「伴走支援型特別保証」や「短期事業資金（コロナ枠）」などの制度資金を活用しながら対応しました。また、新型コロナウイルス関連保証を利用された中で、影響を大きく受けた飲食業、宿泊業を営んでいる中小企業者に対して「個別相談依頼書」を発送し課題解決のために個別訪問を実施しました。加えて、金融機関からのモニタリング報告書を基に、プロパー支援が無く売上が減少している等経営支援が必要な先を抽出し、訪問・面談を実施しました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油・原材料価格の高騰等により、中小企業者の経営環境は厳しい状況が続いており、保証部内に「経営相談チーム」を設置し、ゼロゼロ融資利用先を中心にアフターコロナ対応を含め経営状態が落ち込む前の顧客に対し、訪問・面談を行い金融機関とも連携して企業に寄り添った支援を行いました。また、令和3年度に引き続き、金融機関からのモニタリング報告書をもとに、企業訪問や面談を実施しました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対応資金（以下、「ゼロゼロ融資」という。）の返済が本格化することから「経営相談チーム」による継続的な支援に加え、「伴走支援型特別保証」を活用したゼロゼロ融資の借換需要に積極的に対応しました。経営相談チームによる企業訪問・面談は407回となりました。伴走支援型特別保証については、保証承諾は3,107件53億74百万円（対前年比245.7%）と大幅に利用が増加しました。

創業者に対しては、保証申込時の面談において丁寧なアドバイスを実施するとともに、創業計画の策定支援や創業後のフォローアップを進めました。創業後の資金繰りや経営課題の解決に対しては、創業支援強化事業として行っている外部専門家派遣を活用し支援を行いました。事業承継については、円滑な事業承継のため「事業承継特別保証」を活用した支援を実施しました。また、SDGsの普及に取り組むため、「SDGsトライアル保証」や「SDGsステップアップ保証」を活用し中小企業のSDGsへの取り組みを応援しました。

経営者保証を不要とする取扱いについて、「スタートアップ創出促進保証」を活用した創業の促進に取り組むとともに、令和5年度には一定の財務要件を満たす中小企業者に対して「財務要件型無保証人保証割引制度」を創設し、積極的な設備投資や事業拡大を促しました。

信用保証書の電子化について取扱金融機関の拡充を進めるとともに、令和5年度から「信用保証協会電子受付システム」の取り扱いを開始し申込手続きの簡素化や合理化を図りました。

(2) 経営支援、再生支援の強化

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、資源価格高騰や人材不足の影響を受けた企業に対し、企業訪問や面談の実施、個別相談会の開催、資金繰り等の相談や条件変更の実施など、きめ細かな対応を行いました。企業訪問による実態把握や課題解決のための訪問や面談については、3か年累計で延べ1,695先となりました。

また、令和5年度からは外部専門家の委託先に日本公認会計士協会京滋会を追加し、経営診断や経営改善計画策定支援を活用した経営サポート会議の開催により経営改善に向けた支援を行いました。

外部専門家による経営診断は3か年累計で195先、経営改善計画策定は3か年累計で31先、また保証協会が事務局となり中核的な役割で開催する経営サポート会議については、3か年累計で119回開催し、経営改善の提案や一歩踏み込んだ金融支援を行いました。

「経営支援強化会議」では、個別支援先への取り組み状況や各部署における経営支援の取り組みについて情報共有、連携を図りました。

関係機関との連携については、令和4年に近畿経済産業局、大津商工会議所及び滋賀県中小企業活性化協議会と「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結し、令和5年に滋賀県中小企業活性化協議会において県内7金融機関各々と意見交換会を実施しました。

また、滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県よろず支援拠点及び滋賀県中小企業診断士協会と中小企業者の経営課題の把握や経営改善

について意見交換会や勉強会を開催しました。

経営者の高齢化や後継者不足が問題となっていることから、事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継個別相談会を開催し企業からの相談に対応しました。

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者支援に関して、令和3年度には長浜信用金庫・日本政策金融公庫、令和5年度は湖東信用金庫・日本政策金融公庫とそれぞれ「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、個別案件について資金繰り支援・経営支援について協議することで連携して対応しました。

滋賀県中小企業活性化協議会の個別案件会議は、3か年累計で102回出席し、滋賀県中小企業活性化協議会や金融機関等と連携して中小企業者の経営支援・再生支援に努め、金融機関本部が関与するバンクミーティングは、3か年累計で243回出席しました。

経営支援の取り組みについての効果的な経営支援を行うため、経営支援実施先のデータの蓄積や試行、分析に取り組み、効果検証の指標・目標数値を設定しました。

(3) 期中支援の充実・強化

令和5年度にゼロゼロ融資の利子補給が終了することや借入の大半が据え置き期限を迎えることから、第6次中期事業計画の3年間は、初期延滞から事故の予兆を捉え、金融機関に対する適切な期中管理を促し、弾力的な条件変更の実施や金利・約弁メリットを勘案した借換に力を入れました。

また、事業継続が可能な中小企業者に対しては、実態把握のうえ事業継続の可能性を見極めるとともに、伴走支援型特別保証を活用した正常化支援の実施や経営課題の解決のための経営診断の提案を行いました。

一方で、条件変更を繰り返している中小企業者・廃業先に対して、代位弁済の提案を行い顧客の負担軽減等を図ることや第二会社方式による事業再生を進める中で、経営者保証債務についても、主たる債務との一体整理をすることで残存資産を確保するなど、生活再建のための期中支援に努めました。

(4) 効果的・効率的な回収促進と再チャレンジ支援

求償権の折衝状況管理表や担当者別一元管理表を活用して日常案件の管理を行い、回収方針を明確化するとともに大口回収の促進については、毎月の会議で進捗状況の把握と管理を行うなど、効果的・効率的な回収を実現するために適時、進捗管理の徹底に努めました。

実態把握並びに回収機会を拡げるために、新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、訪問督促や来協依頼による面談、電話督促等を積極的に実施しました。

また、代位弁済が不可避となった先については、早い段階で適正な回収策を講じるべく、期中管理部門と連携して代位弁済後の返済交渉に努めました。

保証協会債権回収(株) (サービサー) の活用については、回収委託を実施して効率性を重視した管理・回収促進を図りました。

事業再生・生活再建に注力した取り組みとして、求償権消滅保証については3か年累計で1先を実行、一部弁済による連帯保証債務免除を3か年累計で39先に実施しました。

(5) 持続可能な社会の実現に向けた取り組みの推進

県造林公社とのパートナー協定に基づき、中小企業者に代わってCO₂の排出権を購入することで、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、SDGs関連保証の資金提供を通じて中小企業者へのSDGsの普及に努めました。

経営基盤の強化として、収支シミュレーションを実施し、将来に亘り安定した運用収入が得られるようにラダーの構築を進めました。

また、安全性・収益性を重視し、定期預金、地方債、政府・地公体保証債、地公体金融機構債、財投機関債、金融債、国内事業債にて運用し、サステナビリティ・リンク・ボンド等のSDGs債の購入も行いました。

信用保証検定の受験や中小企業診断士養成課程への派遣、滋賀県中小企業活性化協議会への出向など専門的知識を有する職員の育成に取り組みました。また、連合会研修以外にも外部研修機関を活用した課題別研修に職員を派遣するなど研修体制の充実を図りました。

コンプライアンス態勢の維持・強化について、パワーハラスメント防止措置が義務付けられたことに伴い、これまでの「職場におけるハラスメント防止に関する指針」から、より厳格な「規程」に整備するとともにパワーハラスメントやデジタル社会に潜む法的リスク等をテーマとした全体研修を実施し、意識向上に努めました。

また、反社会的勢力等の排除を徹底すべく、滋賀県警察本部との暴力団等排除対策協議会の開催や人権教育の推進として、企業と人権や多様性等をテーマとした全体研修を実施しました。

令和4年にはデジタル推進本部を設置し、業務のデジタル化および自動化による生産性向上に取り組むとともに、地元信用金庫との間で「信用保証協会電子受付システム」を稼働させました。一方で、令和5年度には活力ある地域づくりを進めるため、地元大学と包括的連携協定を締結し、「大学連携信用保証料割引制度」を設けるなど創業者の資金需要に応えました。

外部評価委員会の意見等

(1) 信用保証制度による資金繰り支援として、コロナ関連保証制度を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を中心に、継続的な資金提供を行っていただきました。

経営改善計画を策定した中小企業者の資金繰り支援に対しては「経営改善サポート保証（感染症対応型）」を、返済見直しや既存借入金の借換に対しては「伴走支援型特別保証制度」を活用するなど中小企業者から寄せられた数多くの資金需要に応えるため、適時性の高い信用保証の供与に努められたことで信用保証協会の存在感を発揮していただきました。

(2) 新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境の悪化した中小企業者に対して、「経営相談チーム」を中心とした個別訪問の実施による実態把握を行うとともに、外部専門家派遣や中小企業支援機関との連携による経営改善提案を行うなど信用保証協会を起点としたプッシュ型の経営支援に積極的に取り組んでいただきました。

今後も信用保証協会が主たるプレーヤーとなり、金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、より効果的な経営支援に取り組んでいただくことを期待します。

(3) 経営者保証を不要とする取り扱いについて、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の経営者保証非徴求となる取り扱いが急増したことで、経営者保証ガイドラインの意義を改めて浸透させる機会となったこともあり、実績は徐々に拡大していますが、まだ十分な状況とは言えません。引き続き、金融機関と連携して経営者保証を不要とする保証制度の活用や勉強会等での周知を実施するなど、更なる拡大をお願いします。

また、「一部弁済による連帯保証債務免除」を積極的に活用し、再チャレンジに向けてより柔軟な対応をお願いします。

(4) SDGs に対する取り組みについて、SDGs 関連保証の推進、県造林公社とのパートナー協定に基づく脱炭素社会実現に向けた取り組み、奈良県信用保証協会とのBCP業務連携協定の締結、滋賀県女性活躍推進企業二つ星認証取得など多岐にわたって取り組まれました。また、令和5年度には地域大学との包括的連携協定を締結し、信用保証料割引制度創設による大学発ベンチャー等への保証支援を行うなど活力ある地域づくりに向けた取り組みを行うなどSDGs に対する様々な取り組みを評価します。

今後は、関係機関と連携した取り組みをさらに進めることで地方創生に貢献されることを期待するとともに、引き続き社会課題の解決に

向けた様々な取り組みをお願いします。

(5) コンプライアンスへの対応について、外部相談窓口を顧問弁護士に加えて他の弁護士を窓口として設置するなど対応していただいています。引き続き外部相談窓口の活用に向けた周知徹底を行うとともに、コンプライアンスチェックシートを活用しコンプライアンス改善に積極的に取り組んでください。

(6) デジタル化への取り組みについて「デジタル推進本部」を中心に紙文書の電子化、電子決裁、ペーパーレス会議等のデジタルインフラの整備を進めるとともに、保証書類の電子文書化、金融機関からの保証申込手続き電子化のための信用保証協会電子受付システムの導入、定型業務の自動化（RPAの導入）など利便性向上及び業務効率化に取り組まれました。

引き続き、デジタル化による業務の効率化を進めていただくとともに、中小企業者のDX化支援にも積極的に取り組みされることを期待します。